

平成21年12月1日

各 位

エヌ・イー ケムキャット株式会社
代表取締役社長 牧野 進
(JASDAQ・コード4106)
企画管理本部総務部 佐藤 森
グループリーダー
電 話 03-3435-5490

定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社定款の一部変更及び当社による当社の全部取得条項付普通株式(下記「I 当社の非公開化のための定款一部変更について 1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件 (1) 変更の理由 ②」において定義いたします。)の全部の取得について、平成21年12月22日開催予定の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)及び普通株主様による種類株主総会(以下「本種類株主総会」といいます。)に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、本臨時株主総会及び本種類株主総会において種類株式発行及び全部取得条項に係る定款一部変更の件並びに全部取得条項付普通株式取得の件が原案どおり承認可決された場合には、当社普通株式は、株式会社ジャスダック証券取引所(以下「ジャスダック証券取引所」といいます。)の上場廃止基準に該当することとなりますので、平成21年12月23日から平成22年1月18日までの間、整理銘柄に指定された後、平成22年1月19日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式をジャスダック証券取引所において取引することはできません。

記

I 当社の非公開化のための定款一部変更について

1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件(定款一部変更の件(1))

(1) 変更の理由

平成21年9月14日付当社プレスリリース「住友金属鉱山株式会社及びBASF キャタリスツアジア ビーブイによる当社株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」(以下「賛同意見表明プレスリリース」といいます。)等にてご報告申し上げますとおり、住友金属鉱山株式会社(以下「住友金属鉱山」といいます。)及びBASF キャタリスツアジア ビーブイ(以下「BASF BV」といいます。)は、平成21年9月15日から当社普通株式に対し公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を行い、その結果、住友金属鉱山は当社普通株式14,319,262株(株式所有割合は49.40%)を有し、BASF BVは当社普通株式13,472,761株(株式所有割合は46.48%)を有するに至っております。なお、BASF BVは、BASF キャタリスツホールディングチャイナLLC及びBASF キャタリスツLLC(以下、BASF BV及びこれら2社を個別に又は総称して「BASF関係者」といい、BASF SE並びにBASF SEの子会社及び関連会社からなる企業グループを「BASFグループ」といいます。)が有する当社普通株式数と併せて14,319,261株(株式所有割合は49.40%)の当社普通株式を有するに至っております。

また、賛同意見表明プレスリリース等にてご報告申し上げますとおり、当社は、非公開化により住友金属鉱山及びBASFグループの保有する競争力及びノウハウをより有効に活用し、住友金属鉱山及びBASFグループとの事業協力関係を強固なものとするのが、当社の発展に資するものと判断しております。

以上の理由により、当社は、株主の皆様のご了解をいただいたうえで、住友金属鉱山及びBASF

F関係者（以下「公開買付者グループ」と総称します。）のみを当社株主とするために次の事項を実施することといたしました（以下「本非公開化手続」と総称します。）。

- ① 当社定款の一部を変更して、A種種類株式を発行する旨の定めを設け、当社を会社法第2条第13号の規定する種類株式発行会社といたします。
- ② ①による変更後の当社定款の一部をさらに変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号の規定する事項についての定めをいいます。）を付す旨の定めを新設いたします（以下、全部取得条項が付された後の当社普通株式を「全部取得条項付普通株式」といいます。）。なお、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合には、全部取得条項付普通株式1株と引き換えに、A種種類株式を336,923分の1株の割合をもって交付する旨の定めを設けるものといたします。
- ③ 会社法第171条並びに上記①及び上記②の変更後の当社定款に基づき、株主総会の特別決議によって、全部取得条項付普通株式の全てを取得し、全部取得条項付普通株式の株主様に対して、取得対価として、全部取得条項付普通株式1株あたり336,923分の1株の割合をもってA種種類株式を交付いたします。なお、公開買付者グループを除く株主の皆様を取得対価として割り当てられるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。取得対価として割り当てられたA種種類株式が1株未満の端数となった株主様につきましては、会社法第234条の定めに従い、最終的には現金が交付されることとなります。

定款一部変更の件（1）は、上記①を実施するものであります。会社法上、全部取得条項の付された株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされているため（会社法第171条第1項、第108条第1項第7号）、上記②を行う前提として、種類株式を発行する旨の定めを新設するほか、所要の変更を行うものであります。

（2）変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示します。）

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| 第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>普通株式6,000万株</u> とする。 | 第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>6,000万株</u> とし、当社の発行可能種類株式総数は、 <u>それぞれ普通株式は5,999万株、第6条の2に定める内容の株式（以下「A種種類株式」という。）は1万株</u> とする。 |
| (新 設) | (A種種類株式) 第6条の2 当社の残余財産を分配するときは、 <u>A種種類株式を有する株主（以下「A種株主」という。）またはA種種類株式の登録株式質権者（以下「A種登録株式質権者」という。）</u> に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。） |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(新 設)</p> | <p><u>に先立ち、A種種類株式1株につき1円(以下「A種残余財産分配額」という。)を支払う。A種株主またはA種登録株式質権者に対してA種残余財産分配額が分配された後、普通株主または普通登録株式質権者に対して残余財産を分配する場合には、A種株主またはA種登録株式質権者は、A種種類株式1株あたり、普通株式 336,923株あたりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</u></p> <p>(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、<u>普通株式については1,000株とし、A種種類株式については1株とする。</u></p> <p>第3章 株主総会 <u>(種類株主総会)</u> <u>第16条の2 第12条第2項、第13条、第15条および第16条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u> <u>2. 第14条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u> <u>3. 第14条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p> |

(3) 変更の効力発生時期

本臨時株主総会において本議案が承認可決された時点で、本議案に係る定款一部変更の効力が生じることといたします。

2. 全部取得条項に係る定款一部変更の件 (定款一部変更の件 (2))

(1) 変更の理由

定款一部変更の件 (2) は、本非公開化手続における上記1. 「(1) 変更の理由」中の②を実施するものであります。定款一部変更の件 (1) による変更後の当社定款の一部をさらに変更し、当社普通株式の全てに全部取得条項を付してこれを全部取得条項付普通株式とし、かつ、当該全部取得条項に従い当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合には、全部取得条項付普通株式1株と引き換えに、A種種類株式を 336,923 分の1株の割合をもって交付する旨の定款の定めを新設いたします。

本議案につきましては、本臨時株主総会に付議するほか、会社法第111条第2項第1号に基づきまして、本種類株主総会に付議いたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

| 定款一部変更の件(1)に係る変更後の定款 | 追加変更案 |
|----------------------|--|
| 第2章 株式 (新設) | 第2章 株式 <u>(全部取得条項)</u> 第6条の3 当社が発行する普通株式は、 <u>当社が株主総会の決議によってその全部を取得することができるものとする。</u> 2. <u>当社が普通株式の全部を取得する場合には、普通株式の取得と引き換えに、普通株式1株につきA種種類株式を336,923分の1株の割合をもって交付する。</u> |

(3) 変更の効力発生時期

本議案による定款一部変更の効力は、次の2点を条件として、平成22年1月22日に生じることといたします。

- ① 本臨時株主総会において、定款一部変更の件(1)が原案どおり承認可決されること
- ② 本臨時株主総会及び本種類株主総会において、本議案が原案どおり承認可決されること

II 全部取得条項付普通株式取得の件

1. 全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由

全部取得条項付普通株式取得の件は、本非公開化手続における上記I 1.「(1) 変更の理由」中の③を実施するものであります。会社法第171条並びに定款一部変更の件(1)及び定款一部変更の件(2)による変更後の当社定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の株主様から全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得と引き換えに、定款一部変更の件(1)による定款変更により新たに発行することが可能となるA種種類株式を交付いたします。

当社では、本議案が承認された場合に、株主様に割当てられることとなる1株未満の端数の合計数(ただし、会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当する数のA種種類株式について、同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て当社が取得することを予定しております。この場合の当社のA種種類株式の売却代金につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られる場合には、取得日(下記2.(2)において定めます。以下同様です。)の前日において各株主様が保有する当社普通株式数に1,830円(公開買付者グループが本公開買付けを行った際における買付価格)を乗じた金額に相当する金銭を各株主様に対して交付できるような価格に設定することを予定しております。

2. 全部取得条項付普通株式の取得の内容

(1) 全部取得条項付普通株式の取得と引き換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項

会社法第171条並びに定款一部変更の件(1)及び(2)による変更後の当社定款に基づき、取得日において、その前日の最終の当社株主名簿に記録された全部取得条項付普通株式の株主様に対し、その有する全部取得条項付普通株式の取得と引き換えに、全部取得条項付普通株式1株あたり336,923分の1株の割合をもってA種種類株式を交付するものといたします。

(2) 取得日

平成22年1月22日といたします。

(3) その他

本議案に係る全部取得条項付普通株式の取得は、次の2点を条件として、その成就の時点で効力を生じるものであります。

- ① 本臨時株主総会において、定款一部変更の件(1)及び定款一部変更の件(2)が原案どおり承認可決され、その効力が生じること
 - ② 本種類株主総会において、定款一部変更の件(2)が原案どおり承認可決され、その効力が生じること
- その他の必要事項については、取締役会にご一任願いたいと存じます。

3. 上場廃止について

種類株式発行及び全部取得条項に係る定款一部変更の件並びに全部取得条項付普通株式取得の件が原案どおり承認可決された場合には、当社普通株式は、ジャスダック証券取引所の上場廃止基準に該当することとなりますので、平成21年12月23日から平成22年1月18日までの間整理銘柄に指定された後、平成22年1月19日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式をジャスダック証券取引所において取引することはできません。

III 基準日に係る定款一部変更の件

1. 変更の理由

定款一部変更の件(1)及び(2)に係る定款一部変更の効力発生後の当社定款第11条におきましては、多数の株主様に対する株主総会の招集手続の事務手続を円滑化するため、定時株主総会の基準日を定めております。しかし、本非公開化手続が実施された場合、当社は公開買付者グループのみを株主とする会社となる予定であり、上記基準日を定める必要がなくなりますので、同条を削除し、また、条数の繰り上げ等の調整をするものであります。

なお、平成22年3月末日を基準日とする当期の期末配当については、同基準日時点では、当社株式は上場廃止となっていると予測されること、及び仮に同基準日時点において当社に公開買付者グループを除く当社の株主様がいる場合において、当期の期末配当を実施するときは、本公開買付けに応募した株主様と応募しなかった株主様との間で不公平が生じることから、平成22年3月期期末の配当を行わない予定であることを平成21年9月14日に公表しております。詳細につきましては、当社が同日に公表した「平成22年3月期 配当予想の修正に関するお知らせ」をご参照下さい。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

| 定款一部変更の件(1)及び(2)に係る 変更後の定款 | 追加変更案 |
|---|----------------------|
| 第3章 株主総会 <u>(基準日)</u> <u>第11条 当社は、毎年3月31日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することのできる株主とみなす。</u> | 第3章 株主総会 (削除) |
| 第12条～第16条 (条文省略) | 第11条～第15条 (現行どおり) |

| 定款一部変更の件（１）及び（２）に係る 変更後の定款 | 追 加 変 更 案 |
|--|--|
| <p>（種類株主総会）</p> <p>第16条の2 第12条第2項、第13条、第15条および第16条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>2. 第14条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> <p>3. 第14条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> | <p>（種類株主総会）</p> <p>第16条 第11条第2項、第12条、第14条および第15条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>2. 第13条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> <p>3. 第13条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> |

3. 変更の効力発生時期

本議案に係る定款一部変更は、次の2点を条件として、その成就の時点で効力を生じるものであります。

- ① 本臨時株主総会において定款一部変更の件（１）及び（２）が、本種類株主総会において定款一部変更の件（２）が、それぞれ原案どおり承認可決され、その効力が生じること
- ② 本臨時株主総会において、全部取得条項付普通株式取得の件が原案どおり承認可決され、その効力が生じること

IV 定款一部変更等の日程（予定）

以上の定款変更等の日程（予定）は以下のとおりです。

| | |
|-------------------------------------|----------------|
| ・臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会基準日公告 | 平成21年10月26日（月） |
| ・臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会基準日 | 平成21年11月10日（火） |
| ・臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会招集に関する取締役会決議 | 平成21年12月 1日（火） |
| ・臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会開催日 | 平成21年12月22日（火） |
| ・種類株式発行に係る定款一部変更の効力発生日 | 平成21年12月22日（火） |
| ・当社普通株式の整理銘柄への指定 | 平成21年12月23日（水） |
| ・当社普通株式の最終売買日 | 平成22年 1月18日（月） |
| ・当社普通株式の上場廃止日 | 平成22年 1月19日（火） |
| ・全部取得条項に係る定款一部変更の効力発生日 | 平成22年 1月22日（金） |
| ・全部取得条項付普通株式全部の取得及びA種種類株式交付の効力発生日 | 平成22年 1月22日（金） |
| ・基準日に係る定款一部変更の効力発生日 | 平成22年 1月22日（金） |

以 上